

坂井市企業立地奨励金制度

坂井市では、坂井市に進出いただける企業、または市内で事業施設の増設を行う企業に対して、次のような支援制度を用意しています。

■ 企業立地促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付 限度額
テクノポート 福井	新設	製造業、物流業、 情報サービス業、 自然科学研究所、 コールセンター業	・土地、建物の 取得費 ・造成費 ・機械設備等 設置費	・投下固定資産総額 10億円以上 ・新規雇用者等 30人以上 ※コールセンター業の場合は100人以上	投下固定資産総額の20%	5億円
				・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 10人以上 ※コールセンター業の場合は50人以上		3億円
テクノポート 福井 以外の地域		製造業、物流業、 情報サービス業、 自然科学研究所		・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	投下固定資産総額の10%	2億円
		成長産業（※1）		・投下固定資産総額5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上		
		コールセンター業		・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上		
市内全域		旅館・ホテル業		・投下固定資産総額 7億円以上 ・客室数 100室以上 ・新規雇用者等 15人以上（※2）		1億円
				・投下固定資産総額 5億円以上 ・客室数 60室以上 ・新規雇用者等 10人以上（※2）		7,000 万円

■ 事業施設設置費助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付 限度額
市内全域	増設 移設	製造業、物流業、 情報サービス業、 自然科学研究所	・土地、建物の 取得費 ・造成費 ・機械設備等 設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	投下固定資産総額の10％ （移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分）	2億円
		成長産業（※1）		・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上		
		コールセンター業		・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上		

- ※1 成長産業：先端技術産業及び健康増進産業をいいます。詳細は坂井市商工労政課までお問い合わせください。
- ※2 建設を行おうとする事業者と運営事業者が異なる場合は、運営事業者が採用した新規雇用者等を含めることができます。
- ※3 本社機能の移転又は拡充を行う市外企業：本社が市外にあり、既に事業実績がある企業又はその出資により市内に設置された企業で、本社機能を市外から移転する者及び市内において本社機能の新設又は拡充を行う者をいいます。
- ※4 U・Iターン者新規雇用への上乗せ支援で、1世帯につき、子1人の場合は30万円、2人目以降は10万円ずつ、3人目まで加算可能です。企業が子育て世帯に対して負担する金額といずれか低い額となります。

■ 雇用促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付 限度額
市内全域	新設 増設 移設	製造業、物流業、 情報サービス業、 コールセンター業、 自然科学研究所、 成長産業（※1）、 本社機能の移転 又は拡充を行う 市外企業（※3）	・事業施設の 建設に伴う 雇用拡大に 要する経費	・企業立地促進助成金、 事業施設設置費助成金、 空き施設活用助成金又は 本社機能立地促進助成金 のいずれかの適用認定を 受けていること	事業施設の建設に伴い、操業開始 日1年前から操業開始後3年以内の 間に常時使用する従業員として新 たに採用され、市内に住所を有 し、かつ、採用された日から1年 以上継続して雇用されている者1 人につき20万円（障がい者を雇用 した場合は40万円）	—

■ 空き施設活用助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付 限度額
市内全域	新設 増設	製造業、物流業、 情報サービス業、 コールセンター業、 自然科学研究所	・土地建物に 係る賃貸借費 （敷金、礼金、 その他これに 類する費用は 除く）	・空き施設を活用して操業 すること ・延べ面積600㎡以上 ・新規雇用者等 5人以上 （ただし、コールセンター業 は25人以上、本社機能の 移転又は拡充を行う市外 企業でU・Iターン者のみ 雇用する場合は3人以上）	土地建物賃貸借契約締結日以降3年 分の賃貸借費の1/4	1,000 万円
		成長産業（※1）、 本社機能の移転 又は拡充を行う市外 企業（※3）			土地建物賃貸借契約締結日以降3年 分の賃貸借費の1/3	

■ 本社機能立地促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付 限度額
市内全域	新設 増設 移設	本社機能の移転 又は拡充を行う 市外企業 （※3）	・土地取得費 ・造成費 ・機械設備等 設置費 ・事務棟、研 究所、研修 所及び本社 機能の立地 に伴い設置 する住宅の 建設費 ※本社機能の新設 ・拡充に係る分 のみを対象と する	・本社機能の新設又は拡充 （増床）を伴うこと ※建屋の建て増しは必要 としない ・新規雇用者等5人以上 （U・Iターン者のみ雇用 する場合は3人以上）	投下固定資産総額の20％ （移設の場合、建物については移設 前の固定資産評価額を、土地につい ては移設前の用地面積をそれぞれ 差し引いた分）	2億円

■ サテライトオフィス立地促進助成金

地域区分	交付要件	助成対象経費	助成基準	交付限度額
市内全域	・新規雇用者等3人以上 (U・Iターン者のみ雇用 する場合は1人以上)	土地建物取得・改修費	50%	〔1人以上(U・Iターン者のみ)〕 750万円(3年間) 〔3人以上〕 1,500万円(3年間)
		土地建物賃借料		
		事務機器等取得費		
		事務機器等リース料		
	通信回線使用料	100%		
	上記補助対象企業に対し	U・Iターン者新規雇用	30万円／人	270万円
		子育て世帯支援費 (U・Iターン者)	最大50万円／世帯 (※4)	450万円 (1企業あたり最大9世帯まで)
住居賃借料(U・Iターン者)		50%	180万円	